

一般社団法人 社会情報学会 研究部会規則

2021.06.12 制定

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人社会情報学会（以下「本学会」という。）の研究部会について定めるものとする。

（研究部会の目的）

第2条 研究部会は、本学会の会員（以下「学会員」という。）の研究発表と相互交流の場を提供し、これらの活動を通じて社会情報学の発展に寄与するものとする。

（構成）

第3条 各研究部会はすべて学会員たる3名以上の部会員からなり、本学会の正会員たる主査1名を置く。また複数の所属機関を含まなければならない。同一人物が同時に複数の研究部会の部会員を兼務する場合は、それぞれの主査による理由書が必要となる。またその場合でも、部会の兼任は2つまでとする。

（設置）

第4条 各研究部会の新設を希望する学会員は申請書を理事会に提出する。理事会で承認された場合、会長は直近の10月1日に当該研究部会を設置し、本学会から最大5万円の活動費を支給する。

2 各研究部会の活動期間は1年間とし、必要であれば毎年継続の申請ができる。その場合は申請時に直近1年間の活動に関する暫定的な活動実績報告書と会計報告書を提出しなければならない。承認の手続きや支給額は新設の場合に準ずる。

（公表）

第5条 各研究部会は活動期間中に発表会を開き、学会員にその研究内容を広く公表しなくてはならない。発表会には、学会大会でのワークショップを含む。

（活動実績ならびに会計報告）

第6条 研究部会の活動期間終了後、1か月以内に、活動実績報告書の提出ならびに監査済の会計報告と残金の返金を事務局に行わねばならない。研究部会の活動が正常に行われなかったと理事会が判断した場合は、理事会は支給金の返金を求めることができる。

（規則の改廃）

第7条 この規則の改正は、理事会の議を経て行う。

附則

1. この規則は、2021 年 6 月 12 日より施行する。

附則

1. この規則は、2025年 9 月 27 日より施行する。